

令和8年度岩手県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)開催要項

1. 目的

強度行動障害を有する者は、自傷や他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としており、施設・事業所の受入れが困難である場合や、受け入れ後の利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されています。一方で、適切な支援を行うことにより危険を伴う行動が減少するなど、支援の有効性も報告されています。このような状況を踏まえ、本研修は日常生活に困難が生じている強度行動障害を有する者に対し、より適切及び効果的な支援を行う職員の人材育成を目的とします。

2. 実施主体

- ・ 岩手県(但し、一般社団法人岩手県社会福祉士会に委託し実施します。)

3. 開催日及び会場

- ・ 開催日:令和8年 11 月 5 日(木)～11 月 6 日(金)
- ・ 会 場:ふれあいランド岩手「ふれあいホール」(岩手県盛岡市三本柳8-1-3)

4. 受講対象者

障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児・者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する者、若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等であり、かつ、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者。

(他県に所在する事業所等は、対象外とします。予めご了承下さい。)

なお、申込みは1事業所1名までとします。

5. 受講定員

50名

※ 申込多数の場合は、選考により決定します。また、定員を超えた際は、同一法人1名とさせていただきます。法人で複数名申込みの際は、優先順位を記入下さい。

6. 受講料

10,000円(当日、会場で預かります。)

7. 申込方法

- (1) 以下の URL・QR コードから、申込み下さい。

<https://forms.gle/r3EozUawoMDUC9s3A>



※1 申込は郵送、メール、ファクシミリでの受付はできません。

※2 申込送信後、回答のコピーが指定したアドレスに送信されます。メールが届かない際は、事務局へご連絡ください。

※3 基礎研修を修了したことを明らかにするために「修了証書」を FAX で送付下さい。(添書不要)

FAX 番号:019-613-5506

(2) 申込期限

令和8年10月16日(金)必着

(3) 事務局及び問合せ先

一般社団法人岩手県社会福祉士会 事務局(担当:伊藤)

住所:〒020-0816 盛岡市中野2丁目16-1 電話:019-613-5505

8. 受講決定

- ・ 申込者数が定員以内の場合は全員を受講者とします。定員を超えて申込があった際は、選考により受講者を決定します。
- ・ 受講者の決定は、郵便で通知します。
- ・ 令和8年10月26日(月)を経過後も受講決定通知書が届かない際は、事務局まで連絡下さい。

9. 旅費・滞在費等

- ・ 受講者側の負担とします。昼食等は各自で準備下さい。

10. 修了証書の交付

本研修は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施するものです。全日程修了者には、最終日に「修了証書」を交付します。

11. 加算の取扱いについて

以下のように、本研修受講を要件とする加算があります。詳細については、厚生労働省令・告示・通知等をご覧ください。

- ・ 重度障害者支援加算【短期入所、共同生活援助、行動援護】
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅱ)【施設入所支援】

12. 研修内容

別紙、「令和8年度強度行動障害支援者養成研修(実践) 研修日程・プログラム」を参照下さい。

※プログラムの講義・演習の内容等に変更が生じることがあります。

13. その他

- ・ 受講申込書に記載された個人情報については、名簿や修了証書の作成等、今回の研修に関する目的でのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。
- ・ 修了後に受講申込書への記載に虚偽があることが判明した場合、修了取り消しとなります。
- ・ 本研修は国の法定研修のため、研修履修時間が定められています。全日程出席、無遅刻が原則となり、早退・離席は欠課と見なし、基本的に認められません。
- ・ 理由の如何を問わず遅刻、早退があった場合や、受講態度が著しく不良と見なされた場合は修了証書を発行できませんのでご注意下さい。